

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 4	協定項目名	建設関係事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	----------------

調整方針	1 . 開発指導要綱については、新町に拡大する。 2 . 町道認定基準については、合併時までに新たに定めるものとする。ただし、既認定路線については、現行どおり新町に引き継ぐ。 3 . 町道整備事業に係る地元負担金については廃止する。 4 . 生活環境整備対策事業は、制度については新町に引き継ぎ、その内容は合併時までに調整する。 5 . 町営住宅は現行どおり新町に引き継ぐ。
------	--

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
1 開 発 指 導 要 綱	県の開発指導要綱を適用する。	【開発指導要綱】 この要綱は、秩序ある町づくりを図るため、本町における開発事業について、一定の基準により適切な指導と規制を行い、開発事業者の協力を求めることにより、秩序ある開発と計画的な町づくりを推進し、もって、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。 《適用範囲》 この要綱は、開発事業者が行う開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為に適用する。	新町に拡大する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 14	協定項目名	建設関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
2 町 道 認 定 基 準	【秦荘町町道認定基準】 - この要綱は、道路法（昭和27年法律第180条）第8条第1項の規定に基づき秦荘町町道（以下「町道」という。）の認定に関する基準を定めるものとする。 - 町道の種別は、次に掲げるものとする。 1級町道 2級町道 - その他町道 - 前条各号に定める町道の認定基準は、それぞれ次のとおりとし、幹線的な道路、幹線を補う準幹線的な道路、その他の道路に分類する。 - 集落と集落とを連絡する道路 - 集落と国道、県道または町道とを連絡する道路 - 集落と主要な施設（交通施設、公益的施設、生産施設または観光地）とを連絡する道路 - 主要な施設相互に連絡する道路 - 主要な施設と国道、県道または町道に連絡する道路 - 集落内の主要な連絡道路 10名以上の通学通園路としての道路 - 集落の外周道路 - 原則として、道路の幅員が3メートル以上の道路で、道路相互に連絡している道路であること	【愛知川町町道認定基準】 - 道路法第8条に規定する町道の認定は、この基準に定めるところによる - 町道を1級町道・2級町道・その他町道に区分する 1級町道の基準は、地方生活圏および大都市圏域の幹線的道路網を形成するのに必要な道路で一般国道及び都道府県以外のうち次の各号いずれかに該当する道路とする - 都市計画決定された幹線道路 - 主要集落（50戸以上、以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 - 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、又は主要生産施設と連絡する道路 - 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、又は主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路 - 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、又は主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、又は幹線1級市町村道を連絡する道路 - 大都市又は地方開発のため特に必要な道路 2級町道の基準は、幹線1級市町村道以上の道路を補完し、幹線道路網の形成に必要な道路で次の各号いずれかに該当する道路 - 都市計画決定された補助幹線街路 - 主要集落（50戸以上、以下同じ）相互を連絡する道路 - 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは主要な生産の場を結ぶ道路 - 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、又は幹線1級市町村道とを連絡する道路 - 大都市又は地方開発のため特に必要な道路 - その他町道の基準は、次の各号のいずれかに該当する道路 1級町道以外の道路で集落を縦断、横断又は循環する道路で常時不特定多数の人が通行し、国道又は県道もしくは1級町道と連絡する道路	合併時までに新たに定めるものとする。 ただし、既認定路線については、現行どおり新町に引き継ぐ。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 4	協定項目名	建設関係事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況								調整の具体的な内容	
項 目	秦荘町				愛知川町				
町 道 （ 現 況 ）									
		路線（本）	総延長（m）	重複延長		路線（本）	総延長（m）	重複延長	
	1 級町道	5	7,872.1	288.3	1 級町道	9	13,709.0	53.0	
	2 級町道	8	12,627.5	241.2	2 級町道	6	7,466.1	61.9	
	その他町道	1 7 3	111,004.6	1,890.7	その他町道	9 8	52,269.9	975.1	
	計	1 8 6	131,504.2	2,420.2	計	1 1 3	73,445.0	1,090.0	

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 4	協定項目名	建設関係事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容
項 目	秦荘町		愛知川町	
3 町 道 整 備 事 業 地 元 負 担 金			なし	廃止する。
	道路新設改良工事	4 m未満	1 5 %	
		4 m以上	1 0 %	
		6 m以上	0 %	
	道路舗装新設工事	4 m未満	1 0 %	
		4 m以上	5 %	
		6 m以上	0 %	
	道路補修工事	4 m未満	1 0 %	
		4 m以上	5 %	
		6 m以上	0 %	
	農道整備	国県補助事業の場合	1 0 %	
橋梁、主要な交差点改良および小集落の主要な通過道路については、上記に示す率より2分の1の範囲で軽減することができる 30戸未満の集落（蚊野外、宮後については上記の50%減、深草、北八木については上記の30%減）				

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 4	協定項目名	建設関係事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
4 生活環境 整備対策 事業	集落が管理する里道、水路の整備改修について地元要望により町が施工し、生活環境の改善を図る。 事業主体：町 地元負担金：20% 橋梁、主要な交差点改良および小集落の主要な通過道路については、上記に示す率より2分の1の範囲で軽減することができる 30戸未満の集落（蚊野外、宮後については上記の50%減、深草、北八木については上記の30%減）	集落が管理する里道、水路の整備を図り、もって住民の生活環境の向上に寄与するため、町長が適当と認める団体が行う生活環境整備対策事業に要する経費に対して予算の範囲内で交付する。 事業主体：各集落 補助率：50万円以上、2/3以内 限度額1件650万円以内 愛知川町生活環境整備対策事業補助金 交付要綱に基づく	下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。 事業主体：各集落 補助率：80% 補助限度額：1件 650万円

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 4	協定項目名	建設関係事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況					調整の具体的な内容	
項 目	秦荘町	愛知川町				
5 町 営 住 宅	なし		戸数	家賃（最高） 月 / 円	家賃（最低） 月 / 円	現行どおり新町に引き継ぐものとし、新町において新たに住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画を策定する。
		豊 満 団 地	10 (20)	2,000	2,000	
		豊満南団地	7 (19)	4,000	3,400	
		愛知川団地	11 (18)	2,500	1,200	
		沓 掛 団 地	10 (17)	1,800	1,800	
		長 野 団 地	17 (20)	2,700	2,700	
		計	55 (94)			
		() は管理戸数				
		構 造 物 分 類	戸数			
		簡 易 平 屋 建	7 (19)			
木 造 平 屋 建	48 (75)					